

社会福祉法人新宿区社会福祉協議会部会規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新宿区社会福祉協議会（以下「協議会」という。）定款第34条第3項の規定に基づき、部会について必要な事項を定めることを目的とする。

(部会の設置)

第2条 協議会に、社協部会と推進部会を設置する。

- 2 社協部会は、新宿区の特別出張所所管区域ごとに設置する。ただし、地域の実情に応じて合同で設置することができる。
- 3 推進部会は、各社協部会の代表委員等による協議体とする。

(構成等)

第3条 部会の委員は、社協理事・評議員、会員、民生委員・児童委員、町会・自治会関係者、地区協議会関係者、行政関係者、学識経験者、その他会長が必要と認めた者の中から、会長が委嘱する。

- 2 社協部会の委員は、特別出張所ごとに9名以内とする。ただし、第2条第2項ただし書きによる合同設置の場合は12名以内とする。
- 3 推進部会の委員は、18名以内とし、各社協部会の委員1名が参加するものとする。

(所掌事務)

第4条 部会は、理事会の補助機関とする。

- 2 社協部会は、次に挙げる事項を所掌する。
 - (1) 新宿区社会福祉協議会経営計画（以下、「経営計画」という。）の事業実施を通じて、解決すべき地域課題について協議、提言する。
 - (2) その他、会長が必要と認める事項
- 3 推進部会は、次に挙げる事項を所掌する。
 - (1) 経営計画の進捗状況及び中間の見直しに関すること
 - (2) 次期経営計画に関すること
 - (3) その他、会長が必要と認める事項

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事、評議員及び行政関係者の中から委嘱された委員の任期は、前項の規定にかかわらず当該役職に在任する期間とする。
- 3 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長・副部会長)

第6条 部会には部会長1名、副部会長1名を置く。

2 部会の部会長・副部会長は委員の互選による。

3 部会長は、部会を代表し、会務を統括する。副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 部会は、部会長が招集し、議長を勤める。

2 推進部会は、委員の3分の2以上の出席をもって開催することができる。

3 部会長は、別に定める様式により会議要録を作成するものとする。

4 事務局長及び事務局次長は、部会に出席して意見を述べるすることができる。

(報告)

第8条 部会長は、部会の活動状況を協議会会長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 部会の庶務は協議会事務局が行う。

(委任)

第10条 この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。